

## みやぎ産業交流センターに係る指定管理者の指定について

### 1 施設概要

施設名 みやぎ産業交流センター

所在地 仙台市宮城野区港三丁目1番7号（本館）  
仙台市宮城野区港三丁目1番3号（西館）

### 2 募集期間

令和5年7月3日から令和5年8月16日まで

### 3 応募団体（1団体）

夢メッセみやぎ管理運営共同事業体

構成員

一般財団法人みやぎ産業交流センター  
同和興業株式会社  
株式会社河北新報社  
株式会社仙台放送  
東北放送株式会社

### 4 審査日程

第一次審査（書類審査） 令和5年8月17日から令和5年9月15日まで

第二次審査（ヒアリング） 令和5年10月6日

### 5 審査方法

令和5年10月6日に宮城県経済商工観光部指定管理者選定委員会を開催し、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条に規定する選定基準により、下記の項目について審査を行い候補者を選定した。

審査項目	審査の視点	配点
計画の内容及び実現性	<ul style="list-style-type: none"><li>基本方針</li><li>運営管理を行う人員体制</li><li>利用者の増加に向けての取組</li><li>利用者とのトラブルの未然防止と対処方法</li><li>個人情報の保護</li><li>環境配慮の推進</li><li>緊急時の対策</li><li>施設の維持管理</li></ul>	50点
申請者の能力	<ul style="list-style-type: none"><li>団体の活動内容及び業務内容</li><li>行政との協働の実績</li><li>団体の財務内容</li></ul>	30点
収支計画	<ul style="list-style-type: none"><li>経費の積算・配分</li><li>収支計画の現実性・具体性</li><li>納付金の提案額</li><li>大規模修繕等の提案内容</li></ul>	20点

6 選定委員の氏名等

	氏 名	所属・職
委員長	小嶋 淳一	経済商工観光部 副部長
副委員長	岩間 文貴	公益財団法人仙台観光国際協会 副理事長兼事務局長
委員	武田 篤子	宮城県商工会女性部連合会 副会長
委員	梅津 敏弘	税理士
委員	諸星 久美子	総務部 副部長
委員	鈴木 政幸	経済商工観光部 経済商工観光総務課長

7 採点一覧表

団体名	審査項目	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	合 計	摘 要
夢メッセ みやぎ管 理運営共 同事業体	計画の内容及 び実現性	3 4	3 9	4 2	3 6	3 6	3 4	2 2 1	指定管理者 候補者
	申請者の能力	2 0	2 4	2 8	1 8	2 4	2 4	1 3 6	
	収支計画	1 3	1 4	1 5	1 2	1 3	1 3	8 0	
	合 計	6 7	7 7	8 5	6 6	7 3	6 9	4 3 7	

8 指定管理者候補者の提案価格（収支計画）

収入総額 2,255,789,000 円（うち県指定管理料 0 円：利用料金制度を導入）

支出総額 2,248,317,000 円（うち県への納付金 200,000,000 円、大規模修繕等 0 円）

※県への納付金のうち、3,820,000 円は追加納付金に係る指定管理候補者見込額

9 指定管理者候補者

団体名 夢メッセみやぎ管理運営共同事業体

代表者 一般財団法人みやぎ産業交流センター 理事長 千葉 隆政

所在地 仙台市宮城野区港三丁目1番7号

構成員	団体名	一般財団法人みやぎ産業交流センター
	所在地	仙台市宮城野区港三丁目1番7号
	代表者	理事長 千葉 隆政
	団体名	同和興業株式会社
	所在地	仙台市青葉区一番町四丁目6番1号仙台第一生命タワービルディング
	代表者	代表取締役社長 菅井 和宏
	団体名	株式会社河北新報社
	所在地	仙台市青葉区五橋一丁目2番28号
	代表者	代表取締役社長 一力 雅彦
	団体名	株式会社仙台放送
	所在地	仙台市青葉区上杉五丁目8番33号
	代表者	代表取締役社長 稲木 甲二
	団体名	東北放送株式会社
	所在地	仙台市太白区八木山香澄町26番1号
代表者	代表取締役社長 一力 敦彦	

10 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

11 選定理由

- (1) 事業計画（管理運営上の基本方針、人員体制、業務計画等）の内容が適切と認められた。  
特に、出展者や来場者に対するサービス向上が図られているほか、長年の管理運営経験を生かしたトラブル防止体制が構築されている点や危機管理マニュアルによる安全性の向上が図られている点などが高く評価された。
- (2) 構成員については、当該施設及び類似施設の管理業務の経験があるほか、当該施設を会場に数多くの大規模催事を主催した実績もあることなど、指定管理者としての能力を十分有していると認められた。
- (3) 収支計画については、経費削減を図り、コロナ禍で落ち込んだ収益についても計画的な回復の道筋が示されるなど、効率的な管理運営や事業の継続性が確保されているものと認められた。

12 指定管理者候補者の指定の手続

宮城県経済商工観光部指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、前記9の指定管理者候補者を、令和5年11月県議会の議決を経た上で、令和5年12月19日に指定管理者に指定した。